

鳥取市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月1日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第3号

鳥取市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取市旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取市旅館業法施行細則(平成29年鳥取市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(営業者地位承継承認申請書の様式)

第4条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式により作成して、市長に提出しなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項に規定する申請書 様式第3号

(2) 省令第2条第1項及び第3条第1項に規定する申請書 様式第3号の2
様式第1号中

旅館業法施行規則第1条ただし書の規定により、変更がない事項の記載及び添付書類の添付を省略する場合には、営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)	
---	--

を削り、

「注1 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 旅館業法施行規則第1条ただし書の場合に該当するときは、営業の種別の欄、施設の区分の欄及び構造設備の欄の記載並びに添付書類2及び3のうち、変更がない事項の記載及び添付書類の添付を省略することができる。」

「注 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」に改める。

様式第2号中

「住所を氏名に改める。
氏名」 (法人にあっては、名称)」

様式第3号中「旅館業営業者地位承継承認申請書」の次に「(合併・分割・相続)」を加え、「第3条の2第1項(第3条の3第1項)」を「第3条の3第1項(第3条の4第1項)」に改め、同様式を様式第3号の2とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第4条関係)

旅館業営業者地位承継承認申請書(譲渡)

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 (譲受人)

郵便番号

住所

氏名

印

生年月日

電話番号 () —

申請者 (譲渡人)

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号 () —

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名〕

旅館業営業の譲渡による営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名 称	
	所 在 地	
	営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業
許 可 番 号		
譲 渡 予 定 年 月 日		
法第3条第2項各号の いずれかに該当するこ との有無及び該当する ときは、その内容	有・無	

添付書類

1 旅館業の譲渡を証する書類

2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し並びに役員
の氏名（フリガナ）、住所、生年月日及び性別を記載した役員名簿

注 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第6号中「職業」を「連絡先」に改める。

（鳥取市興行場法施行細則の一部改正）

第2条 鳥取市興行場法施行細則（平成29年鳥取市規則第57号）の一部を次のよ
うに改正する。

様式第1号中

<p>興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受け、添付書類 1 及び 2 のうち変更がない書類の添付を省略するときは、営業の譲渡者の署名（営業の譲渡を証する書類がある場合は不要）</p>		を削り、
---	--	------

「注 1 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲渡された場合にあつては、を添付書類 1 及び 2 のうち変更がない書類の添付を省略することができる。」

「注 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」に改める。

様式第 2 号中「相続（合併・分割）」を「譲渡（相続・合併・分割）」に、「相続開始（合併・分割）」を「譲渡（相続開始・合併・分割）」に、「相続、合併」を「譲渡、相続、合併」に改める。

（鳥取市公衆浴場法施行細則の一部改正）

第 3 条 鳥取市公衆浴場法施行細則（平成 29 年鳥取市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 条第 1 項」を「第 1 条の 2 第 1 項、第 2 条第 1 項」に改める。

様式第 1 号中

<p>公衆浴場法施行規則第 1 条ただし書の規定により、変更がない事項の記載及び添付書類の添付を省略する場合にあつては、営業の譲渡者の署名（営業の譲渡を証する書類がある場合は不要）</p>		を削り、
--	--	------

「注1 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の場合に該当するときは、公衆浴場の種類の欄及び公衆浴場の構造設備の概要の欄の記載並びに添付書類を2及び3のうち、変更がない事項の記載及び添付書類の添付を省略することができる。」

「注 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

浴場業承継届出書

年 月 日

鳥取市長 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

印

生年月日

電話番号（ ） —

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名〕

譲渡（相続・合併・分割）により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法施行規則第1条の2第1項（第2条第1項・第3条第1項・第3条の2第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
被承継人	住所
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
	相続による承継の場合にあつては、届出者との続柄
譲渡（相続開始・合併・分割）年月日	

添付書類

- 1 相続による承継の場合にあつては、被承継人の戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 合併又は分割による承継の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し
- 3 相続人が2人以上ある場合において、届出者がその全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者であるときにあつては、その全員の同意を証する書類
- 4 譲渡による承継の場合にあつては、次の書類
 - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

注 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

（鳥取市理容師法施行細則の一部改正）

第4条 鳥取市理容師法施行細則（平成29年鳥取市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第21条第1項」を「第20条の2第1項、第21条第1項」に改める。

様式第4号中

「 理容師法施行規則第19条ただし書の規定により、変更がない事項の記載及び添付書類の添付を省略する場合にあっては、営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)		を削り、
--	--	------

「注1 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 理容師法施行規則第19条ただし書の場合に該当するときは、管理理容師の欄、従業者の欄、理容所の構造及び設備の概要の欄、同一の場所で現に開設されている美容所の名称の欄、同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日の欄の記載及び添付書類1から4までのうち、変更がない事項の記載及び添付書類の添付を省略することができる。」

「注 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第9条関係）

理容所開設者地位承継届

年 月 日

鳥取市長 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

印

生年月日

電話番号 () -

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

譲渡（相続・合併・分割）により理容所の開設者の地位を継承したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開 設	届 出	年 月 日	年 月 日
理 容 所	名	称	
	所	在	地
被 承 継 人	住	所	
	氏名（法人にあつては、名称 及び代表者の氏名）		
	相続による承継の場合にあ つては、届出者との続柄		
譲渡（相続開始・合併・分割）年月日			年 月 日

添付書類

- 1 相続による承継の場合にあつては、被承継人の戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 合併又は分割による承継の場合にあつては、届出者の登記簿謄本
- 3 相続人が2人以上ある場合において、届出者がその全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者であるときにあつては、その全員の同意を証する書類
- 4 譲渡による承継の場合にあつては、次の書類
 - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 外国人が届出をする場合にあつては、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

注 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

（鳥取市美容師法施行細則の一部改正）

第5条 鳥取市美容師法施行細則（平成29年鳥取市規則第61号）の一部を次のよ

うに改正する。

第9条中「第21条第1項」を「第20条の2第1項、第21条第1項」に改める。

様式第4号中

美容師法施行規則第19条ただし書の規定により、変更がない事項の記載及び添付書類の添付を省略する場合には、営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)		を削り、
--	--	------

「注1 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」

2 美容師法施行規則第19条ただし書の場合に該当するときは、管理美容師の欄、従業者の欄、美容所の構造及び設備の概要の欄、同一の場所で現に開設されている理容所の名称の欄若しくは同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日の欄の記載又は添付書類1から4までのうち、変更がない事項の記載及び添付書類の添付を省略することができる。

「注 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第9条関係)

美容所開設者地位承継届

年 月 日

鳥取市長 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名 印

生年月日

電話番号 () -

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

譲渡（相続・合併・分割）により美容所の開設者の地位を継承したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開設届出年月日	年 月 日
美容所	名称
	所在地
被承継人	住所
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
	相続による承継の場合にあつては、届出者との続柄
譲渡（相続開始・合併・分割）年月日	年 月 日

添付書類

- 1 相続による承継の場合にあつては、被承継人の戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 合併又は分割による承継の場合にあつては、届出者の登記簿謄本
- 3 相続人が2人以上ある場合において、届出者がその全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者であるときにあつては、その全員の同意を証する書類

4 譲渡による承継の場合にあつては、次の書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 外国人が届出をする場合にあつては、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

注 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

（鳥取市クリーニング業法施行細則の一部改正）

第6条 鳥取市クリーニング業法施行細則（平成30年鳥取市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第2条の4第1項」を「、第2条の4第1項及び第2条の5第1項」に改める。

様式第1号中

「 クリーニング業法施行規則第1条の3ただし書の規定により、変更がない事項の記載及び添付書類の添付を省略する場合にあつては、営業の譲渡者の署名（営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は不要）	
--	--

「（クリーニング業法施行規則第1条の3ただし書の場合に該当するときは省略することができる。）」及び「5 クリーニング業法施行規則第1条の3ただし書の場合に該当するときは、クリーニング所の従業者数の欄、クリーニング師である従業者の欄、クリーニング所の構造及び設備の概要の欄及びクリーニング業法第3条第3項第5号に規定する消毒を要する洗たく物の取扱いの有無の欄のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。」を削る。

様式第2号中

<p>クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定により、変更がない事項の記載及び添付書類の添付を省略する場合にあっては、営業の譲渡者の署名（営業の譲渡を証する書類がある場合は不要）</p>	
--	--

を削り、

「注1 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の場合に該当するときは、営業区域の欄、無店舗取次店の従業者数の欄、クリーニング師である従業者の欄、業務用車両の構造の概要の欄及びクリーニング業法第3条第3項第5号に規定する消毒を要する洗たく物の取扱いの有無の欄のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。」

を

「注 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第4条関係）

クリーニング所（無店舗取次店）営業者地位承継届

年 月 日

鳥取市長 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

印

生年月日

電話番号

〔法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

譲渡（相続・合併・分割）により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

クリーニング所（無店舗取次店）	名称	
	所在地（車両の保管場所）	
無店舗取次店の場合にあつては 自動車登録番号又は車両番号		
被承継人	住所	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	相続による承継の場合にあつては、届出者との続柄	
譲渡（相続開始・合併・分割）年月日		年 月 日

添付書類

- 1 相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者にあつては、全ての相続人について確認できる戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し（相続人が2人以上ある場合には、届出者が営業者の地位を承継することについての相続人全員の同意書を添付すること。）
- 2 合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 3 分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者にあつては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

4 譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者にあつては、営業の譲渡が行われたことを証する書類

5 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

注 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取市旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前に旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を譲り受けた者に係る鳥取市旅館業法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

(鳥取市興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法施行日前に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係る鳥取市興行場法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

(鳥取市理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法施行日前に営業を譲り受けた者に係る鳥取市理容師法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

(鳥取市美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正法施行日前に営業を譲り受けた者に係る鳥取市美容師法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

(鳥取市公衆浴場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 改正法施行日前に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第2項に規定する浴場業を譲り受けた者に係る鳥取市公衆浴場法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

(鳥取市クリーニング業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 7 改正法施行日前に営業を譲り受けた者に係る鳥取市クリーニング業法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。